「栗原市優良工事表彰における選考基準の見直し」について

会計課検査係

令和6年度からの総合評価落札方式における価格以外の評価項目において「優良工事表彰の有無」が加点項目となっていることを踏まえ、令和5年度の優良工事表彰(令和4年度完成工事等)の選考基準を以下のとおり改正します。

【表彰対象工事】

- (1) 請負金額 500万円以上
- (2) 完成検査における工事成績調書の総合点が80点以上
- (3) 市内の建設業者が施工者であること



【現行】

対象工事のうち、工種ごとの工事 における総合点が上位5%の範囲 に属する工事、又は総合点が85 点以上の工事を選考



【改正】

対象工事のうち、工種ごとの工事 における総合点が80点以上の工 事を選考

※工種は次のとおり

- ①土木一式工事
- ②舗装工事
- ③管工事
- 4建築工事
- ⑤設備工事